

令和6年度 指導監査実施計画

海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱第2条第3項の規定に基づき、令和6年度の年間指導監査実施計画を次のとおり定めます。

○ 社会福祉法人

1 指導監査等の区分と実施方法

区 分		実 施 方 法
一般指導監査	定期指導監査	現地を訪問し、事前に提出を求めた監査調書に基づき、関係書類等を審査し、法人の運営状況等を監査するとともに、関係人等のヒアリングにより行う。
	臨時指導監査	定期的な指導監査以外に、調査・確認が必要と認められる場合に、臨時に実地調査を実施する。
特別指導監査		運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施し、実施方法等はその都度定める。なお、当該指導監査に当たっては、事前通知は行わない。

2 実施内容

対象法人	根拠法令等	指導監査基準	定期指導監査の選定基準及び実施方法	実施時期
社会福祉法人	社会福祉法第56条 海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱	社会福祉法人指導監査基準 ・法人運営編 ・会計編	原則として、法人本部運営など社会福祉事業等について、3年に1回の実地により実施する。 ○実施方法 1 実施通知の送付 2 事前提出資料の提出 3 指導監査等の実施 ・書類確認、ヒアリング ・講評(結果伝達) ・結果通知の送付 ・改善報告書の提出(要報告事項のみ)	8月～3月

3 定期指導監査の実施通知

実施日の概ね1ヵ月前に文書により通知する。なお、事前提出資料は、実施日の14日前までとする。

4 定期指導監査の対象期間

原則として、前回指導監査実施日から指導監査実施日までとする。